

# P F I手法による刑事施設の運営事業の在り方に関する有識者会議提言 概 要

## 会議の目的等

対象施設： 喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター

目 的： 事業期間が平成34年3月31日までであり、残り4年余りとなっているところ、これまでの官民協働によるセンターの運営実績及び民間委託との親和性の検証を行うとともに、その結果を踏まえ、事業期間終了後の方向性についての検討を行うもの。

検討事項： これまでの事業実施状況の評価、 評価結果を踏まえた今後の方向性

## 対象施設の概要



喜連川社会復帰促進センター

収容対象： 犯罪傾向の進んでいない（A指標）、刑務所初入、集団処遇に順応できる男子受刑者（このうち、障害を有する者を特化ユニットに収容）

所在地：栃木県さくら市  
事業者：喜連川セコムグループ  
収容定員：2,000人  
うち、特化ユニット500人  
・身体障害を有する者（高齢者を含む）250人  
・精神障害・知的障害を有する者 250人



播磨社会復帰促進センター

所在地：兵庫県加古川市  
事業者：播磨・大林ALSOKグループ  
収容定員：1,000人  
うち、特化ユニット120人  
・精神障害・知的障害を有する者

## P F I手法導入経緯等

- 平成18年頃をピークに、刑事施設の過剰収容状態が深刻化  
刑事施設の収容能力の増強及びマンパワー確保を目的に、公設民営型のP F I刑務所として整備
- 刑事施設の運営の透明性の確保、地域との共生、民間の創意工夫を取り入れたプログラムによる効果的な処遇の展開、官製市場の民間開放、所在地域周辺における雇用創出や経済効果を期待

## 事業の実施状況及び評価

### 刑務所の過剰収容状態の軽減効果

- P F I手法により、4つの社会復帰促進センターを設置したことで、収容定員が6,300人増加した。  
過剰収容状態の軽減に、一定の役割を果たした。
- 現在は、刑事施設の過剰収容状態は解消し、全国的に収容人員が減少傾向にある中、両センターの収容率も70%を下回っている。

### 地域との共生

- 播磨社会復帰促進センターは、他の3センターに比べ、近隣住民の認知度が低い。
- ホームページ、地元の広報誌等を通じた積極的な情報発信が必要
- 両センターの事業活動に伴う支出、地域に転入した国職員及び民間職員の支出、地元雇用、地方税収増加等により、地域経済への経済波及効果が認められる。  
シンクタンクが分析

### モニタリング実施結果

- 社会復帰促進センター運営事業では、モニタリング制度を設け、事業者の業務の履行状況を確認している。
- これまでに、刑事施設の運営に重大な影響を及ぼすような事故（逃走、火災等）はなく、違約金の賦課及び委託費の減額は無い。
- ただし、ヒューマンエラーに起因する過誤は、少なからず発生している。

### その他

- 両センターは、刑事収容施設法の施行後に運営を開始した施設であり、法の趣旨を踏まえ、制限の緩和、優遇措置の積極的な運用が図られている。
- 一方で、国が、何らかの新たな取組を実施しようとしても、民間事業者の理解を得られなければ、速やかに又は十分な内容の取組の実施が困難な場合がある。

## 評価まとめ

- おおむね順調に施設運営がなされており、「官民協働による運営」「人材の再生」「地域との共生」の運営理念が実現
- 個別には、期待以上の取組がなされている業務がある一方、一部に、専門性が高く習熟に苦慮している業務、官民の業務分担や費用負担でスムーズに実施できていない業務等もあった。

## 各業務の実施状況等

## 各業務の今後の方向性

### 施設維持管理業務

・親和性は高いが、民間が行う日常的な修繕と、国が行う大規模修繕との線引きが難しい場合がある。

・15年の運営による劣化及び機能低下から、修繕に係るコスト算定が困難  
修繕は国が実施

### 総務業務

・刑事施設（行政機関）特有の専門性が高い業務は、参入に当たり、若干の障壁となる場合がある。

・専門性が高い業務は国が実施し、定型的に実施できる業務を中心に、民間委託することが適当

### 収容関連サービス業務

・民間委託との親和性が高い。調理も含めて委託することで民間のノウハウが最大限発揮される。

・経理作業適格者の確保が困難化していることから、給食業務等の全てを委託することも検討

### 警備業務

・モニター監視業務は、民間委託との親和性が高い。  
・民間職員は、法律上、権限に制約がある。

・災害発生時等の対応のため、国職員の確保が必要  
・国が実施すべき業務と委託に適する業務を峻別

### 作業業務

・職業訓練、刑務作業、就労支援の連携など、「就労に直結する」との点で工夫の余地がある。

・引き続き、民間のネットワーク等の活用が適当  
・出所後の就労に資する訓練や社会貢献作業を期待

### 教育業務

・民間の専門スタッフにより、多様な一般改善指導を実施、特化ユニットの指導も充実している。  
・播磨センターの「社会復帰促進部」の取組は有用

・特別改善指導は国、一般改善指導は民間といったすみ分けを検討  
・専門スキルを生かせる環境構築が必要

### 分類業務

・処遇調査、審査業務は、刑事施設特有の業務  
・保護業務は、更なる充実が期待できる。

・分類調査と処遇・指導をシームレスに連携させる取組を求めるのであれば、処遇調査等を含めて委託

### 医療業務

・民間委託との親和性が高い。ただし、医療機器は技術革新が早く、医療スタッフのニーズも変化する。

・医療機器の整備は、国が実施することが適当

### 特化ユニット

・特化ユニットの機能を最大限活用  
・専門スタッフによる介護的処遇・福祉的支援を実施

## 評価を踏まえた今後の方向性

### 基本的な考え方

効率的かつ効果的な業務遂行が実現し、改善更生に有効であることから、引き続き、民間委託を実施する。引き続き、「官民協働による運営」、「人材の再生」、「地域との共生」を基本方針とする。過剰収容が解消されていることから、国・民間それぞれが実施することが適当な業務を峻別して委託する。再犯防止施策の充実、高齢化、大規模災害発生時の対応など、刑事施設の新たな役割に対応する。

### 次期事業のスキーム等

#### 【公権力行使に係る業務の委託根拠】

・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

#### 【委託の枠組み等】

・幅広い業務を包括的に委託することで、センターのアイデンティティの維持が可能、円滑な運営にも資する。

#### 【収容対象】

・基本的に、A指標受刑者とし、B指標受刑者への試行も検討

#### 【委託費の支払い方法】

・収容人員や実績に応じた支払い方法を取り入れる。収容定員の80%程度の収容を前提に支払う。

#### 【その他】

・現行事業の課題に対応する。  
・事業者へのインセンティブを検討  
・円滑な事業承継及び業務実施が可能となるように配慮

### 社会復帰促進センターとしての意義等

・「社会復帰促進センター」としての内実を備えたものとする。引き続き、全受刑者に職業訓練・改善指導を実施  
・参画企業のCSRとして、事業を通じた社会貢献に資する取組を期待  
・地域になくってはならない施設となるような取組を進める。・広報活動の充実を図る。

### まとめ

・刑事施設に求められる役割の変化に対応し、全国の刑事施設の先頭に立つ運営を期待したい。  
・官民の力の相乗効果により、社会復帰促進センターの存在意義を十分に示すことができる事業としていただきたい。